

別表1 【利用者等告示第31号】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いすおよび車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3.できない」 —
イ 特殊寝台および特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3.できない」 基本調査 1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれかに該当する者 (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶または理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 または 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2.できない」 または 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ※昇降座椅子は(二)で判断。 ※(三)は段差解消機のみ。昇降座椅子、バスリフト等は含まず。	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗において一部介助または全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3.できない」 基本調査 2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」 基本調査 2-1 「4.全介助」

※ア(二)およびオ(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報および福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)が判断すること。